

## 愛知県廃棄物処理施設審査会議 会議録

### 1 日時

平成25年9月9日（月）午前10時から午前11時50分まで

### 2 場所

愛知県自治センター5階研修室

### 3 出席者

#### (1) 委員

加藤座長、井上委員、片山委員、大東委員、成瀬委員、三品委員、安田委員、山澤委員、水野専門委員

#### (2) 事務局

資源循環推進課：伊藤推進監、植家課長、元山主幹、近藤課長補佐、畔柳主査、高橋主査、吉田主査、岩川技師

尾張県民事務所知多県民センター：森技師、吉田技師

#### (3) 申請者

インセント株式会社 森下氏他

### 2 傍聴者

なし

### 3 議事録

別添のとおり

## 愛知県廃棄物処理施設審査会議 議事録

## 【議事 1】

インセント株式会社の産業廃棄物処理施設変更許可申請について

## ○ 申請の内容説明

事務局が、資料 3 から資料 6 に基づき説明を行った。

## ○ 質疑応答

(委員)

インデックス(1)～(6)134 ページ、拡張部 2 層目埋立完了時(平常時)円弧すべり検討の 1.2 土質定数の表で、「粘土」と記載されるべきところが「土岩(硬岩)」と書かれており、おそらく記載の誤りである。すなわち、地層番号 8～11 番については、土質が「土岩(硬岩)」と記載されているのに C が 17kN/m<sup>3</sup>、φ が 1.3 度と「粘土」の定数が記載されている。145 ページも同様の誤りがある。

また、「改良体」である地層番号 14 番の箇所は、C 欄の C が 320kN/m<sup>3</sup>、φ が 0 度とされている。「改良体」については、セメント配合量検討の結果から C を算出していると思うが、φ についてはある程度の値になることが期待できるが、安全側に立った計算をするために 0 としている。「改良体」における定数設定の考え方についての記載も必要ではないか。

次に、今回の安定性の検討では、沈下に関する検討がされていない。廃棄物層における沈下の可能性もあるが、廃棄物層の沈下は安定型処分場の場合、構造上問題が生じることはないと思う。一方、堰堤の沈下については、沈下により堰堤の構造に影響を及ぼす可能性もある。したがって、堰堤の沈下がどの程度発生するのかといった沈下計算を行い、堰堤の沈下による安定性についても記載する必要がある。

安定計算をされた標準断面の位置が不明である。既存の埋立区域を更に盛り上げていき、改良されるとのことだが、それがどこかわからない。計画平面図を見ると既存の埋立区域でも改良しない部分があるが、その部分は特に安定条件を満たしているのか。

(事務局)

地盤改良工として行われるパワーブレンダー工法について、修正後の計画平面図として施工位置図パワーブレンダー工法を示させていただいた。既存の埋立地側、方向的には西側であるが、現状の検討においては、西側は今回拡張する部分ではないので安定性の計算をしておらず、パワーブレンダー工法での施工も計画されていない。ご指摘を受け、既存の堰堤部分についても再度計算を行い、その結果を次回示させていただくこととしたい。

また、堰堤自体の自重による沈下に対する検討結果、土質定数の設定の中で、改良体の φ が 0 とされている点については、設定の考え方を次回説明させていた

だく。

さらに、粘土に相当する定数が記載されている地層番号において、土質が「土岩」とされていることについて事業者を確認したところ、計算上は正しい数値で計算をしており、出力上このように表記されてしまうということである。その点についても、次回表記を修正した資料を示させていただきます。

(委員)

流量計算というのは最終的な埋立が完了した後の状況か。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

インデックス(1)～(6)180 ページに流下能力の検討でマニング式が記載されている。180 ページの素掘水路の 8 割の計算、181 ページの波状管の計算ということだけということによいか。

(事務局)

そのとおりである。マニング式を使っており、係数は条件ごとに、個別に設定し値を求めている。

(委員)

素掘水路の  $n=0.05$  について伺うが、素掘の場合、一般的にこの係数を使用するのか。

(事務局)

事務局で事業者を確認したところ、素掘り水路に係る係数として採用可能な範囲に 0.05 は入っており、設定は妥当であったとのことだった。詳細は次回資料を基に説明させていただきます。

(委員)

最終的に表面を雨が流れていくのは、降水量に対して何パーセントくらいと考えているのか。

(事務局)

流量計算上は計画降雨量は円滑に排水できるとされている。

(委員)

インデックス(1)～(6)178 ページに流域図があり、周りに波状管が設置されているが、排水された先はどのようになっているのか。

(事務局)

波状管からの放流先の状況についてはインデックス(1)～(6)179 ページに素掘水路、えん堤断面図、波状管布設図があり、波状管の先は図のように設置予定である。

(委員)

そこから海まではどのようになっているのか。

(事務局)

現地を確認いただくが、新たに埋め立てるところは、池のような貯木場に放流される。反対側は道路なので、道路の側溝等がどうなっているかは次回説明させ

ていただく。

(委員)

素堀の水路で大雨が降れば、濁水を海に流すことになるのか。

(事務局)

特段の沈殿等の処理は計画されていない。貯木場の水路を経て海に入る。

(委員)

貯木場に入らない排水もあるのか。

(事務局)

直接入らないものもあるが、道路側溝等を経て全て貯木場に入る。沈砂池等の必要性は事業者を確認する。

(委員)

降雨強度 128mm/h で計算されているが、近年多発している集中豪雨時の検討も必要ではないか。

(事務局)

短期間の集中豪雨の状況をどこまで反映させるかは難しいところである。既存の気象データとして近傍の東海の降雨データと比較したが、十分下回っている。最近の知見に基づいて 100mm/h を 128mm/h に修正しているが、これは県の建設部局における開発時の設計基準値を引用している。設計基準値の考え方等詳細は次回説明させていただく。

(座長)

128mm/h の再現確率は何年に 1 回くらいか。

(事務局)

確認して、次回お答えする。

(委員)

車両運行に伴う NO<sub>2</sub> と SPM について、運行台数が変わらないから排出量も変わらないという定性的評価は理解できるが、現況として SPM が環境基準を超過しているデータがあるので、その理由等を確認しておく必要がある。

粉じんが一番懸念される点である。今回の評価で風況データは名古屋地方気象台のデータを使っているが、これで妥当か。もっと近くのデータ、現地を代表するようなデータで評価するのが適切ではないか。

裸地の上をトラックが走ると、粉じんの発生が想像されるが、どのような評価をしているのか。

(事務局)

既存資料の確認状況については事業者を確認する。また、事業者が実施を計画している粉じん対策について次回説明させていただく。

(委員)

埋立作業による騒音の影響について、69.5 dB は基準値の 70 dB に近い数値であるが、どのように算出しているのか。

(事務局)

埋立機械の音響パワーレベルから、敷地境界までの距離による減衰を計算して

求めている。

(委員)

出入りする車両の影響は含まれていないのか

(事務局)

車両については現況と台数が変わらないという定性的評価をしており、具体的な計算はしていない。

(事務局)

規制基準に近い数字であるため、実際の埋立作業時にどのような状況になっているか、必要に応じて、測定を行い確認することも考えられる。

(委員)

水が速やかに排水されれば問題ないかもしれないが、大雨が降った時の堰堤の安定性がどうなるのかわからない。地震時だけではなく、降雨時の計算も必要にならないのか。

(事務局)

インデックス(1)～(6)47 ページに示されたケースを用いて、安定計算上の条件設定を説明させていただく。降雨量というパラメータはないが、水位の条件設定があり、今回の計算では、設計水位としてY座標 0.42 としている。大雨が降った場合の水位設定を詳細に検討する必要があるのではないかと指摘をいただいたので、事業者に対応を検討していただき、検討結果を次回説明させていただく。

(委員)

騒音について、複数の影響要因、つまり、埋立作業機械と搬出入車両の騒音による複合的な影響について考慮する必要はあるのか。

つまり、搬出入用車両については定性的な予測評価をしているとのことだが、定量的な計算を行い、敷地境界における埋立作業機械の予測値に合算した場合 70 dB を超えることはないのかを検討する必要はないのか。

(事務局)

埋立作業機械の騒音に係る規制基準 70 dB に対し予測値は 69.5dB であるが、規制基準に対する評価においては事業場外を走行する車両の影響までは通常含まない。

なお、事業場内を走行する搬出入車両の影響については、低速走行時の車両の騒音レベルがバックホウ等の埋立作業機械に比べて小さいことから音源に含めていないと思うが、騒音の予測の条件設定の考え方について、次回説明させていただきたい。

(委員)

貯木場は私有地か。また、公共用水域か。

(事務局)

申請書インデックス 24 の 1 ページのとおり私有地であり、公有水面ではない。公共用水域は水門を出るところ、衣浦港を出るところである。

(委員)

環境基準が変わったが地下水の検査項目は反映されているか。

(事務局)

1,4-ジオキサンや有害物質の追加、項目によっては基準値の見直しがあるが、調査時期がそれより前であった。

(委員)

硝酸はどうか。

(事務局)

その点については確認し、次回説明させていただく。

現地の状況についての質問が多岐にわたるため、次回はできるだけ、現況写真を示しながら説明させていただく。

#### 【その他】

北田委員の退任に伴い、座長が大東委員を座長代理に指名した。

#### 【現地調査】

- インセント株式会社より最終処分場の概要説明を受けて現地調査を実施した。